

確認問題解答【通所介護】

問1. 居宅サービス計画の変更がありサービス提供日が変更となったため、通所介護計画は変更しなくても居宅サービス計画に沿ったサービス提供をすればよい。

正解 : ×

居宅介護支援事業所と密接に連携を図り、サービス担当者会議に出席した上で、通所介護計画の変更を行ってください。(参照:資料P13)

問2. 通所介護計画を作成していなくても、サービスを提供していれば通所介護費を請求できる。

正解 : ×

指定通所介護費は、現に要した時間でなく、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間で所定単位数を算定するとされています。通所介護計画を作成せずにサービス提供し報酬請求していた場合は報酬返還だけでなく、指定取消など重大な行政処分となる可能性があります。

(参照:資料 P14, 15)

問3. 2 時間以上 3 時間未満の通所介護を実施するにあたり、単に入浴サービスのみではなく利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等の実施が必要となる。

正解 : ○ (参照:資料P25)

問4. 個別機能訓練加算のプロセスとして、機能訓練指導員等は 3 月に 1 回以上、利用者の居宅での生活状況を確認して記録しなければならない。

正解 : ○ (参照:資料 P33, 34)

問 5. 個別機能訓練加算における個別機能訓練計画の目標は、身体機能の向上を目指すものとする。

正解 : ×

身体機能の向上に加えて、生活行為の向上を含めた目標とする必要がある。(参照:資料P35)